

令和6年度 与那原町臨時的任用職員 採用試験案内 (行政職)

与那原町臨時的任用職員（行政職）を募集します。

【臨時的任用職員】

正規職員の産前産後休暇・育児休業等により代替職員が必要な場合などに期限付きで採用する職員で、原則として正規職員と同様の業務に従事します。

【勤務予定期間】

令和7年1月1日以降～令和7年3月31日

1 募集職種、採用予定人数及び従事する業務

職 種	採用予定人数	従 事 す る 業 務
行政職	1 名	行政事務に従事します。 【勤務地】沖縄県介護保険広域連合 読谷村比謝町55番地 比謝町複合施設2階

2 受験資格

(1) 次の受験資格の項目のすべてを満たす必要があります。

職 種	受 験 資 格
行政職	① 公的機関行政事務経験者又は沖縄県介護保険広域連合での事務経験者 ② 普通自動車運転免許を保有している者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に規定する、次の欠格条項に該当する者

① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ② 与那原町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件

勤務予定期間	給与	勤務時間	諸手当	休暇
令和7年1月1日 以降～ 令和7年3月31日 ※1	月給 ※2 高卒 166,600円～ 短大卒179,100円～ 大学卒196,200円～	月曜日から金曜 まで 午前8時30分 から 午後5時 15分まで 内休憩1時間	時間外勤務手 当、期末・勤勉 手当、通勤手当 等	年次休暇のほか、結 婚、病気などの特別 休暇があります。 (採用月により変動 します。)

※1 代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

※2 与那原町職員の給与に関する条例により、経歴その他に応じて給与が決定されます。

【申 込】

○インターネットにて受付を行います。

以下のURLにアクセスし、受験申込をしてください。

<https://logoform.jp/f/NejgA>

○受付期間：令和6年12月16日（月）15時まで



申込 QR コード

【試験日】

○申込受付後、試験日時をご連絡いたします。

○試験会場： 与那原町役場 与那原町字上与那原16番地

4 選考方法

① 書類選考

応募の際に記載いただいた内容をもとに、書類選考を行います。

② 面接試験

書類選考合格者に対し、面接試験を実施します。

※ 書類選考合格者に試験日時を電話またはメール連絡いたします。試験会場は、与那原町役場となります。

(受験にあたっての注意事項)

ア 当日は、受付時間を遵守し、遅刻した場合は受験できません。

イ 鉛筆、消しゴムを必ず持参してください。

5 合否の通知

合格発表の日時については、試験日当日にお知らせします。

6 合格から採用まで

(1) この試験の合格者は、令和7年1月1日以降必要に応じて採用されます。

(2) 受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがあります。

7 インターネット申込について留意事項

(1) インターネットに要する通信料などの費用は、受験者の負担となりますのでご了承ください。

(2) 申込締め切り直前は、サーバーが混み合うなどにより、申込みに時間がかかる恐れがありますので、余裕をもって申込手続きを行ってください。

(3) 顔写真は申請者本人のみを撮影したもので3ヶ月以内に撮影されたものです。正面、無帽、無背景で、メガネのレンズに光が反射していないか確認してください。

(4) 受験申込み後、メールアドレスへ送られてくる URL より、受付進捗状況を確認できます。予見できないシステムトラブルについての責任は一切負いません。

(5) 一度提出した申請書の修正はできません。

9 合格発表後必要書類

- ① 身分証明書（本籍地の市町村で取得）
- ② 健康診断書（所定の様式の診断書を提出）

※6ヶ月以内に胸部X線撮影を含む健康診断を行った方は、医療機関にて所定の様式の診断書にその診断結果を転記して証明したものを提出することも可能です

- ③ 受験申込書に記載した最終学歴の卒業証明書（コピー可）
- ④ その他、後日通知いたします。

問い合わせ先 与那原町役場 総務課 電話 098-945-2201